

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年7月18日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ジャスコ長浜ショッピングセンター 長浜市山階町271-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
滋賀不動産株式会社 長浜市八幡中山町535番地の6 代表取締役 伊藤光男
丸金石油株式会社 長浜市中山町6番27号 代表取締役 川地宏光
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時から午後11時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場1 午前7時から午後12時まで
駐車場2 午前7時から午後10時30分まで
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前7時から午後11時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場1 午前6時30分から午後12時まで
駐車場2 午前7時から午後10時30分まで
- 4 変更年月日 平成24年6月28日
- 5 変更の理由 お客様のライフスタイルに合わせた店舗運営のため
- 6 届出年月日 平成24年6月27日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成24年7月18日から平成24年11月19日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成24年11月19日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1